

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 2 6 日

各事業者ご担当者様

川越市長 森田 初恵
(公 印 省 略)

令和 7 年度 福祉・介護職員等処遇改善加算等の算定に係る処遇改善計画書の提出について（通知）

平素より、本市障害者福祉行政につきまして御協力いただきありがとうございます。

さて、福祉・介護職員等処遇改善加算等を算定するためには、毎年度計画書等の提出が必要になります。（参考：「福祉・介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和 7 年度分）」（令和 7 年 3 月 7 日付け障障発 0307 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知・こ支障第 11 号こども家庭庁支援局障害児支援課長通知）（別添 1）及び「福祉・介護職員等処遇改善加算に関する Q & A（第 1 版）」）

つきましては、加算の算定を希望する場合は、下記のとおり必要書類の御提出をお願いいたします。

記

1. 提出書類

福祉・介護職員等処遇改善加算等 処遇改善計画書（令和 7 年度）
別紙様式 2（必要個所をご記入のうえご提出ください。）

2. 提出期限

令和 7 年 4 年 1 5 日（火）※期限厳守

3. 提出方法

川越市ホームページから、電子申請でご提出ください。電子申請時は、件名に「令和 7 年度処遇改善計画書」と入力ください。

作成したデータを以下の場所から電子申請で提出してください。

川越市ホームページ 【事業者向け】 障害福祉サービス等処遇改善

4. その他

- 今年度の書式は福祉・介護職員等処遇改善加算及び障害者総合支援事業費補助金（障害福祉人材確保・職場環境改善等事業）又は児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金（障害児支援人材確保・職場環境改善等事業）の共通様式となっています。厚生労働省通知や記載例をよく確認のうえ計画書を作成してください。
- 本加算は通常算定の前々月末日までに届出を行う必要があります。期限以降に申請された場合は、4月からの算定ができない場合がありますのでご注意ください。
- 本通知送付後に国等から追加の資料送付があった場合は、市ホームページに掲載しますが、各事業所におきましても厚生労働省のホームページよりご確認くださいなど対応をお願い致します。
- 障害者総合支援事業費補助金（障害福祉人材確保・職場環境改善等事業）又は児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金（障害児支援人材確保・職場環境改善等事業）の提出先は都道府県となります。提出先が違いますのでご注意ください。
- 体制届に関するお問い合わせは下記メールアドレスにてお願いします。（事業所名、サービス名、担当者名、電話番号、質問内容を記載ください。）

担当：川越市福祉部障害者福祉課障害給付担当

TEL：049-224-6312

FAX：049-225-3033

E-mail：shogaisha★city.kawagoe.lg.jp

市ホームページはこちら

